

文化審議会第11期文化政策部会の主な審議事項

1. 設置要項

本部会の設置要項(平成24年3月12日文化審議会決定)において、調査審議事項は以下のとおりとされている。

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

2. 主な審議事項

平成25年度は、第3次基本方針の対象期間(5年間)の3年次に当たるところ、第11期(25年度)部会においても引き続き、第3次基本方針を踏まえ、重点戦略に係るPDCAサイクルの確立に向けて、適切な進行管理を図ることとし、主として以下の事項について調査審議する。

調査審議は委員による意見発表、意見交換を中心に行い、内容に応じ独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」)のプログラム・ディレクター等専門家による意見発表等を求める。

(1) 重点戦略に掲げられた各施策の進捗状況について

「六つの重点戦略」に掲げられた各施策について、24年度における実施状況の検証、25年度実施予定の施策を中心に点検するとともに、不断の改善を図るため、今後の文化政策(予算、制度を含む)について広く検討する。

また、その一環として、東日本大震災から3年目の文化芸術の力を生かした東日本大震災からの復旧・創造的復興等についても適宜検討する。

(2) 文化芸術活動と教育の関係について

国内外で行われている、主に子どもを対象に行われている様々な文化芸術活動に関して、その教育上の効果がどのようなものかについて、ヒアリング等を通じて、検討する。

(3) 重点戦略に掲げられた主な施策の目標設定、評価手法等について

現在、試行している日本版アールカウンシル事業の進捗状況について、振興会から適宜報告を受けつつ、文化芸術に関する施策の評価手法について検討する。